

社会福祉法人大井川厚生会役員等報酬規程

（ 目的 ）

第1条 この規程は、社会福祉法人大井川厚生会（以下、「当法人」という）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とす
る）の報酬等について定めるものとする。

（ 役員報酬 ）

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

（ 費用弁償 ）

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規定に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

（1）理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償

市 内 車賃 5,000円

その他 JR実費及び車賃5,000円

（2）監事が、監査を実施した場合の費用弁償

市 内 車賃 5,000円

その他 JR実費及び車賃5,000円

（ 改 廃 ）

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

- この規則は、平成29年 6月 1日から施行する。